

経済産業省委託事業

トルコにおける模倣品対策の制度及び  
運用状況に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

## 11. インターネット上での違法な模倣品の販売に対する措置

### (1) 管轄当局および適用法

インターネット上における出版物の規制およびそれらの出版物を通じた犯罪への対策に関する法令（法令第 5651 号）

トルコにおけるインターネット上の犯罪に関する主な法的文書は、「インターネット上における出版物の規制およびそれらの出版物を通じた犯罪への対策に関する法令」（法令第 5651 号）である。法令第 5651 号は、2007 年に制定され、インターネット上での犯罪、ならびにコンテンツ提供者、ホスティング・プロバイダー、アクセス・プロバイダーおよび集団利用プロバイダーの責任を扱っている。

法令第 5651 号で指定されている措置は、トルコ刑法、アタテュルクに反する犯罪に関する法、および人格権の侵害に関する犯罪のみにしか講じることができない。知的財産関連の犯罪は、これらの措置には含まれない。ただし、不正競争は、破産院の長年にわたる判例により、人格権の侵害と見なされるため、これらの措置は不正競争に対する対抗策として利用することができる。

この法令に規定されている措置は、検察官、治安裁判所および刑事裁判所によって実行される。

公共の安全、人命の安全または公共秩序の安全に関わる場合、および問題に時間的な制約がある場合、省、または情報通信技術庁の長官が、これらの措置を実施することができる。

### 知的創作物および芸術作品に関する法令（Code No. 5846）

さらに、知的創作物および芸術作品に関する法令（法令第 5846 号）の附属書第 4 条も、オンライン著作権侵害に対する保護制度を想定している。附属書第 4 条は、法令第 5651 号の指針の下で実施されている。

この附属条項に規定されている措置は、検察官、治安裁判所および刑事裁判所によって実行される。

この法令に対する修正が、2017年5月5日に著作権総局によって発行され、パブリックオピニオンが募集された。この修正は、著作権侵害に対する詳細な措置を含んでいるが、まだ国民議会の採決にはかけられていない。

### **知的財産法（法令第 6769 号）**

知的財産法は、インターネット上での模倣品の販売に対する一切の措置を規定していない。唯一言及されているのは、この法令の第7条だけである。この条項によれば、商標所有者は、インターネット上で、商業的な効果をもたらす形での商標の使用を禁止する権利を有している。

この意味において、知的財産法では、オンラインでの権利侵害に特化した措置は規定されていない。

### **集団利用プロバイダーに関する規制**

この規制は、法令第 5651 号に基づいており、貸主責任を含む集団利用プロバイダーの責任を規定している。

## **(2) アクセス・プロバイダーと集団利用プロバイダーの法的責任**

### **アクセス・プロバイダー、およびアクセス・プロバイダー連盟**

アクセス・プロバイダーとは、ユーザーがインターネットにアクセスすることを可能にする自然人または法人である。法令第 5651 号に従う違法な出版物について通報を受けた場合、それらのアクセス・プロバイダーは、違法な出版物へのアクセスをブロックする義務を負う。

これに従い、出版物へのアクセスをブロックする司法上／行政上の決定がアクセス・プロバイダー連盟に通知され、同連盟はこの決定をその会員に伝達する。

### **集団利用プロバイダー**

集団利用プロバイダーとは、特定の場所において、一定の時間の長さで、人々にインターネットを利用する機会を提供する自然人および法人である。こうした集団利用プロバイ

ダーの責任は、集団利用プロバイダーに関する規制に規定されている。これらの集団利用プロバイダーは、以下の義務を負っている。

- インターネット上の犯罪関連コンテンツへのアクセスを防止するフィルタリング・システムの利用
- アクセスログの記録、およびその2年間の保存
- サービスを公共のスペースで提供する場合、ユーザーを登録するシステムの導入

これらのサービスを商業的に公共の利用目的で提供する者には、さらに追加の義務が存在する。

### **(3) インターネット上での侵害行為を阻止する手続き、および侵害者を追跡する方法**

#### **a. 司法外措置**

人格権またはプライバシーが侵害されたと考える個人は、情報通信技術庁、コンテンツ・プロバイダーまたはホスティング・プロバイダーに通知し、侵害の停止を求めることができる。通知を受けた機関は、要求に応じるか、または請求者に回答する義務を負う。

#### **b. 司法措置**

タイトル 08 および 09 に示されているとおり、裁判官は民事訴訟または刑事訴訟中に、予防的／保護的措置として、またはその事案の最終判決として、オンライン侵害行為の停止を命じることができる。

### **(4) ドメイン名を扱う際の留意事項**

#### **a. .tr カントリーコード TLD に関する問題**

前述したとおり、.tr ccTLD の登録は、NIC .TR ドメイン名管理局によって管理されている。

「紛争解決委員会」がまだ設置されていないため、異議がある場合は、DNS ワーキンググループが対応する。DNS ワーキンググループは、現在のところ、.tr ccTLD 侵害に対処する効果的なメカニズムではない。

紛争解決委員会はまだ設置されていないため、残された唯一の救済は、侵害者に対する民事訴訟のみである。

#### **b. gTLDs に対するトルコの裁判所**

トルコの裁判所は、gTLD（分野別トップレベルドメイン）の登録に関する司法管轄が存在しない。この点において、裁判所が講じる唯一の措置が、侵害ウェブサイトへのアクセスをブロックすることである。しかし、こうしたウェブサイトへのアクセスをブロックする決定は、アクセス・プロバイダー連盟によって実施され、この方法では、トルコ国内からのアクセスしかブロックできない。

### **(5) 代表的な成功例と失敗例、およびそれらから導かれる提言**

#### **ケース 1**

**ケースの種類：**オンライン商標侵害

**事例の要約：**承認医薬品を複数のウェブサイトとソーシャルメディアのプロフィールで販売。ウェブサイトの登録者およびソーシャルメディア・アカウントの所有者は特定できない。

**解決策：** このケースでは、登録者のプライバシーが保護されており、ソーシャルメディア・アカウントにも侵害者の身元に関する手がかりがなかった。さらに、対象の医薬品は本物であったため、その販売は国際的な権利の消尽による商標侵害にはあたらなかった。

しかし、トルコにおいては、医薬品のオンライン販売は禁止されており、医薬品医療機器総合機構により徹底されている。オンラインでの医薬品販売について同機構に申立てがあった場合、同機構はそのウェブサイトを調査し、閉鎖する。

結論として、一部の侵害事案について、侵害行為が複数の点で違法である場合がある。したがって、こうした事案では、侵害行為に対抗するため、より迅速で、効果的かつコスト効率の高い方法が存在することがある。

#### **ケース 2**

**ケースの種類：**著作権侵害

**事案の要約：**トルコ人が著者である書籍の複数の e コマース・サイトでの無許諾販売。

**解決策：**対象の書籍は、複数の e コマース・サイトで販売されていた。書籍は無許諾であったにもかかわらず、侵害者は書籍のバンデロールの取得に成功しており、この点において、刑事訴訟または民事訴訟による差し止めまたは防止措置の見込みは高くなかった。しかし、その書籍が販売されていた複数のサイトは、大手の著名な e コマース企業に属していた。それらの e コマース企業は、侵害行為について通知を受けた後、迅速に侵害書籍をウェブサイトから撤去した。

このケースに見られるとおり、書籍は模倣品であったにもかかわらず、侵害者は商品の販売のために、利用者が多く消費者の間で評判の高いウェブサイトを選択した。しかし、こうしたサイトが侵害行為を認識した場合は、その評判を守るために侵害コンテンツを撤去することを選択する。